

○滝川市防災会議条例

制 定 昭和46年4月1日 条例第118号

合併前 昭和37年12月25日滝川市条例第29号

改正 昭和47年3月21日 条例第1号 平成7年6月15日 条例第14号

平成12年2月18日 条例第2号 平成24年9月10日 条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、滝川市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 滝川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 法第2条第4号の指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市教育委員会教育長
 - (7) 滝川地区広域消防事務組合の消防長又は消防署長
 - (8) 滝川地区広域消防事務組合の滝川消防団長
 - (9) 法第2条第5号の指定公共機関又は第6号の指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (11) その他の公共的団体等のうちから市長が任命する者

- 6 委員の定数は、26人以内とする。
- 7 第5項第9号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員の属する機関等の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(幹事)

第6条 防災会議に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関等の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月21日条例第1号)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前現に任命されている者は、この条例の規定によりそれぞれ任命されたものとみなす。

附 則 (平成7年6月15日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月18日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月10日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

○滝川市災害対策本部条例

制 定 昭和46年4月1日 条例第119号

合併前 昭和37年12月25日滝川市条例第30号

改正 平成19年3月15日条例第1号

平成24年9月10日条例第24号

平成25年9月18日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、滝川市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 滝川市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 滝川市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部に滝川市災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置き、市の職員又は滝川地区広域消防事務組合の消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから市長が任命し、本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 市長は、本部に現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理し、現地災害対策本部の職員を指揮監督する。

4 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐する。

5 前条の規定は、現地災害対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月10日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月18日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○滝川市コミュニティ防災センター条例

制 定 昭和58年 2月22日 条例第25号

改正 平成18年 3月30日 条例第43号

(設置)

第1条 市民の防災思想の高揚と、連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域防災体制確立を図るため、滝川市コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 滝川市コミュニティ防災センター

位 置 滝川市緑町2丁目2番31号

(管理の代行等)

第2条の2 市長は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の2第3項の規定により、防災センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 防災センターの利用の許可に関すること。
- (2) 次条各号に掲げる事業の計画及び実施に関すること。
- (3) 防災センターの維持管理に関すること（市長が別に定めるものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務。

[平18規則43・追加]

(事業)

第3条 防災センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災思想の普及高揚
- (2) 自主防災組織の育成強化
- (3) 自主防災訓練及び活動の実施
- (4) 防災知識の研修
- (5) 防災資機材の備蓄
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要があると認められる事業

[平18規則43・一部改正]

(開館時間等)

第4条 防災センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

[滝川防]

〔平18規則43・全改〕

(利用)

第5条 防災センターは、第3条各号に掲げる事業に使用するほか、次に掲げる場合に利用することができる。

- (1) 市が主催する研修会、講習会及びその他の会議
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

〔平18規則43・一部改正〕

(利用の許可)

第6条 防災センターの研修室及び指定備品（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、防災センターの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付けることができる。

〔平18規則43・一部改正〕

(利用の制限)

第6条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの建物、付属設備又は備付備品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者（前条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

〔平18規則43・一部改正〕

(目的外利用等の禁止)

第6条の3 利用者は、許可を受けた目的以外に防災センターを利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

〔平18規則43・一部改正〕

(利用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (2) 利用者が利用の条件に違反したとき。
- (3) 第6条の2各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) その利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による取消し等により利用者に損害を生じても、市又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

〔平18規則43・一部改正〕

(原状回復)

第8条 利用者は、その使用を終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを代行し、その費用は利用者が支払いの義務を負う。

[平18規則43・一部改正]

(破損の届出等)

第9条 利用者は、研修室等の利用により、建物、付属設備及び備付物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、規則で定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

[平18規則43・一部改正]

(市長による管理)

第10条 第2条の2第1項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認められるときは、防災センターの管理を行うことができる。

2 前項の規定により市長が防災センターの管理を行う場合においては、第4条第2項、第5条第2号、第6条及び第6条の2中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第1項中「指定管理者は」とあるのは「市長は」と、同項第1号中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第8条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

[平18規則43・一部改正]

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[平18規則43・一部改正]

附 則

この条例は、昭和58年12月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の滝川市コミュニティ防災センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の滝川市コミュニティ防災センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○滝川市コミュニティ防災センター条例施行規則

制 定 昭和59年5月30日 規則第20号

改正 平成元年3月30日 規則第10号 平成14年3月30日 規則第14号
平成18年3月30日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、滝川市コミュニティ防災センター条例（昭和58年滝川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

〔平14規則14・一部改正〕

(指導及び遵守等)

第2条 市長は、滝川市防災コミュニティセンター（以下「防災センター」という。）の管理に関し、条例第2条の2第1項の規定により管理を行わせることとされたもの（以下「指定管理者」という。）に対して適切な指導及び勧告をするものとし、指定管理者は、その遵守及び啓発に努めるものとする。

〔平18規則21・全改〕

(利用者の遵守事項)

第3条 条例第6条第1項の規定により防災センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 防災センターの秩序を維持するため、利用に係る責任を有する者を置くこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使わないこと。
- (4) 許可なく看板、ポスター等の掲示をしないこと。
- (5) 付属設備又は備付備品の取扱いを適切に行い、その破損、汚損又は滅失の防止に努め、利用後は直ちに所定の位置に返還すること。
- (6) 利用を許可された室以外の室に出入りしないこと。
- (7) 指定管理者の指示に従うこと。

〔平14規則14・一部改正、平18規則21・旧第7条繰上・一部改正〕

(入館の制限)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに掲げる者に対して、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 酒に酔っている者その他防災センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、防災センターの管理運営上支障があると認められる者

〔平18規則21・追加〕

(破損等の届出)

第5条 条例第9条の規定により、利用者が防災センターの建物、付属設備又は備付物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに滝川市コミュニティ防災センター破損（汚損・滅失）届（別記様式）により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

〔平18規則21・追加〕

(市長による管理)

第6条 条例第10条第1項の規定により市長が防災センターの管理を行う場合においては、第3条第7号中「指定管理者」とあるのは「関係職員」と、第4条中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第2条の規定は、適用しない。

(施行細目)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

〔平14規則14・一部改正、平18規則21・旧第10条繰上・一部改正〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年12月24日から適用する。

附 則（平成元年3月30日規則第10号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成14年3月30日規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
(滝川市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則の廃止)
- 2 滝川市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則（平成5年滝川市規則第6号）は、廃止する。

(暫定措置)

- 3 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による（中略）第3条の規定による改正前の滝川市コミュニティ防災センター条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成18年3月30日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(暫定措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の滝川市コミュニティ防災センター条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして当分の間、これを使用することができる。

○滝川市山腹崩壊防止施設維持管理規則

制 定 平成5年3月2日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、滝川市（以下「市」という。）の管理する山腹崩壊防止施設の機能を維持し、管理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において山腹崩壊防止施設（以下「施設」という。）とは、山林地に山腹崩壊が発生し、人命財産等に危害を及ぼすおそれがある箇所について、これを防止するため治山事業により市が設置した施設又はこれに付随した施設をいう。

(維持管理)

第3条 市は、前条の規定により設置した施設に標識等を設け、維持管理しなければならない。

(禁止行為)

第4条 施設の設置箇所については、人為的にその形状及び植生を変えてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、市長の許可を受けて変更することができる。

- (1) 公共施設が設置される場合であって、保全上支障がないと認められるとき。
- (2) 施設の効用を損なうことなく森林経営を行うとき。
- (3) 隣接地の災害発生に伴い一体として行われる災害防止行為等を行うとき。
- (4) 森林の病虫害の発生により伐採をするとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(命令)

第5条 市長は、前条の規定に違反し施設の機能を失わせた者に対し、施設の補修に要した費用の一部若しくは全部を弁償させることができる。

(施設災害に対する処置)

第6条 市長は、災害により施設が被災した場合は、復旧しなければならない。

(台帳の整備)

第7条 市長は、事業実施年度の3月31日までに事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した山腹崩壊防止施設台帳（別記様式）を作成し、常備するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害時における避難所としての施設利用に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と北海道立総合研究機構花・野菜技術センター（以下「乙」という。）は、滝川市内に発生した地震その他の災害（以下単に「災害」という。）時において、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用出来る施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合は、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の指定した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡の上、通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、あらかじめ、避難所の運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所を開設している期間に於いて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、避難所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を申請するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の指定する施設を避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解除等の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市長 前田 康吉

乙 滝川市東滝川735番地
北海道立総合研究機構花・野菜技術センター
場長 中野 雅章

災害時における避難所等施設利用に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下「乙」という。）は、滝川市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する滝川テクニカルセンターの一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において乙の管理する滝川テクニカルセンターの一部を避難所等として開設する必要があるときは、乙の指定した場所を避難所等として開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、前条の規定に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を口頭で通知するとともに避難所等使用開始届を提出するものとする。

（避難所等の管理）

第4条 災害時の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、あらかじめ、避難所等の運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所等の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、避難所等における情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第5条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第6条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、乙が早期に教育研修活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第8条 甲は、乙の管理する滝川テクニカルセンターにおける避難所等としての使用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(覚書の作成)

第9条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙いずれかからも解約等の意思表示がないときは、当該有効期間の満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月1日

甲 滝川市

滝川市長 前田 康吉

乙 札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

理事 人事労務部長 藤井 裕

災害時における避難所としての施設利用に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と株式会社滝川スポーツクラブ（以下「乙」という。）は、滝川市内に発生した地震その他の災害（以下単に「災害」という。）時において、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害時において乙の管理する施設の一部を避難所として開設する必要があるときは、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、前条の規定に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、あらかじめ、避難所の運営組織について乙に通知するものとする。

3 甲は、避難所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、避難所における情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うものとする。

5 甲は、避難所を開設している期間に応じて、飲料水、食料等の手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

6 甲は、避難所の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、安全かつ円滑に誘導するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の指定する施設における避難所としての開設を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙いずれかからも解約等の意思表示がないときは、当該有効期間の満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年12月 3日

甲 滝川市大町1丁目2番15号
滝川市長 前田 康吉

乙 滝川市有明町6丁目412-4
株式会社 滝川スポーツクラブ
代表取締役 三國 正明

大規模災害時等の連携に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、市民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（平素における連携）

第1条 情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第2条 情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民非難予定地、ヘリコプター離発着場適地、活動拠点適地等）を共有するものとするとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を交換する等連携を図るものとする。

第3条 防災訓練、会議等への参加

1 甲及び乙は、甲又は乙が主催する防災訓練、防災会議等に積極的に参加するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練の実施を効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じて災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

第4条 防災関係資機材等の通知

甲は、乙の応急対策活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第5条 初動対応

甲及び乙は、大規模災害発生時の初動において、次の事項により連携し、対応するものとする。

1 大規模災害の発生が予想される場合の対応

- (1) 甲は、大規模災害の発生が予想され、自衛隊に災害派遣を要請する可能性がある
と判断する場合、乙の迅速な災害派遣に資するため、速やかに災害等の状況、じ後の見
通し等を乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認識の
共有を図るため、必要に応じ、滝川市役所に連絡幹部を派遣するものとする。

2 大規模災害の発生が突発的な場合の対応

- (1) 甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請が出来ない場合においては、口頭又
は電話等を用いる等、時宜に適した手段をもって要請するものとする。
- (2) 乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により、甲
の要請を待ついとまがない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義
とした応急対策活動を開始する。また、自主的に連絡幹部を滝川市役所に派遣する等、
速やかに甲との連絡を確保し、甲及び乙の密接な連携の下に災害応急対策活動を実施
するよう努める。

3 活動拠点の提供

甲は、乙が災害応急対策活動のために活動拠点を設置する必要がある場合は、必要な
地積等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

(災害応急対策活動における連携)

第6条 乙が実施する災害応急対策活動

災害派遣時の乙の実施する災害応急対策活動は、被災者の生命・身体を守るため
の活動を最優先で実施するものとする。

第7条 災害応急対策活動実施間の調整

甲及び乙は、災害応急対策活動実施間、継続的に派遣の規模・内容等について継続的に
調整するものとする。

第8条 費用弁償等

- 1 災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用
は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要
な事項については、別に定めるものとする。
- 2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。
 - (1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費用並びに

記録に関する費用等

(2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」によるほか、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 協議

この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

第10条 有効期間

この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月27日

甲 滝川市

滝川市長 前田康吉

乙 滝川市泉町236番地

陸上自衛隊 第11旅団 第10普通科連隊
連隊長 首藤光太郎

災害時における燃料の供給等に関する協定書

滝川市（以下「甲」という。）と空知地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して燃料の供給等を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（要請する業務）

第3条 甲が乙に要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）甲が所有する施設および車両への燃料の供給

（2）甲が所有する施設にある燃料を使用する設備の点検、応急措置および復旧

（3）その他甲が必要があると認める業務

（要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（要請の手続）

5条 甲は、業務を要請しようとするときは、別記第1号様式の災害時業務協力要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等により要請書の提出が困難なときは、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。

（2）業務の実施にあたっては、法令遵守および個人情報保護を徹底すること。

（3）業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の指示を仰ぐこと。

（業務報告）

第7条 乙は、業務が完了したときは、別記第2号様式の災害時協力業務実施報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項の規定による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

（費用負担等）

資料

第8条 乙が実施した第3条各号に掲げる業務に係る費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 甲が負担する費用の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲乙協議して決定する。

3 甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法により、速やかに行うものとする。

(協定の推進)

第9条 甲は、災害時に乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」(平成24年12月26日付け空商労第2077号)に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業等への受注機会の確保・拡大に配慮をするものとする。

(体制の構築)

第10条 乙は、甲が要請する業務を、迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から、業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について、次に掲げる書類を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 非常時の連絡網
- (2) 非常時の人員体制
- (3) 業務の実施に必要な設備及び資機材の保有状況
- (4) 業務の実施に必要な資格の保有者
- (5) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、構築された体制がさらに強化されるよう、訓練や研修等に努めるとともに、業務に従事する者に対し、防災に関する資格の取得を推奨し、支援するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第11条 乙は、業務を迅速かつ円滑に実施するためには地域住民との密接な連携、情報共有及び信頼関係の醸成が重要であることを認識し、平常時においては、甲及び自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の負担)

第12条 乙が実施した第3条各号に掲げる業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第13条 乙が実施した第3条各号に掲げる業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定の実施に関する連絡責任者は、別途相互に通知するものとする。

(配慮事項)

第15条 乙は、甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で、地域住民及び自主防災組織等と連携して、災害等に関する情報の収集及び提供、救助救出活動、初期消火活動、避難誘導等の実施に努めるものとする。

—

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 3月31日

甲 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市長 前田 康吉

乙 滝川市流通団地3丁目4番2号

空知地方石油業協同組合
理事長 山口 清悦

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定

滝川市（以下「甲」という。）と札幌地区トラック協会滝川支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害復旧用資機材及び救援物資等の輸送に関する必要事項を定め、甲と乙が相互に協力することにより、円滑に輸送を行える体制を確保し、市民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（物資配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、災害復旧用資機材及び救援物資等を、乙に所属する会員が保有する人員・大型車両等を用いて輸送に努めるものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則としてFAX又はメール等をもって様式1「事業用自動車輸送要請書」により要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたさないよう、定期的に点検及び改善に努めるものとする。

（輸送の報告）

第6条 乙は、第4条の規定により輸送を行った場合には、原則としてFAX又はメール等をもって様式2「緊急救援輸送実施報告書」により甲へ報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（職員の同乗）

第7条 甲は、必要に応じて、乙の車両に市職員を同乗させることができるものとする。

（経費の負担）

第8条 乙の物資輸送に係る経費については、甲が負担する。

資料

2 甲が負担する経費の価格は、平常時における適正な価格等を基準に、甲、乙協議して決定する。

(経費の請求)

第9条 前条に規定する経費は、乙が物資輸送を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 乙が実施した第4条の業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第13条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 8月 6日

甲 滝川市大町1丁目2番15号

滝 川 市

滝 川 市 長 前 田 康 吉

乙 滝川市栄町3丁目11番11号

札幌地区トラック協会滝川支部

支 部 長 北 谷 武 文

災害時協力協定書

滝川市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滝川市内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、滝川市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1） 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2） 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3） その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 応急対策活動の実施期間及び場所
- （2） 応急対策活動の内容
- （3） その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 応急対策活動の実施期間及び場所
- （2） 応急対策活動の内容
- （3） その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年 12月 3日

甲 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市

滝川市長 前田 康吉

札幌市西区発寒6条12丁目6番11号

乙 一般財団法人北海道電気保安協会

理事長 大内 全

資料

● 滝川市が提携している災害協定締結一覧（平成26年12月末現在）

No.	分野	協定件名	締結年月日	協定先	協定内容	
1	医療	中空知地域救急医療相互応援協定	S62.6.2	空知医師会、空知歯科医師会、道薬剤師会北空知支部	災害時の救急医療の相互応援に関する協定	
2		災害時の医療救護活動に関する協定書及び実施細則	H2.2.15	滝川市医師会	災害時の救急医療の相互応援に関する協定	
3	情報	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	H21.6.9	北海道コココーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 災害本部が設置された場合等の緊急時に災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供	
4		FMなかそらちと災害時における災害広報活動の協力に関する協定書	H13.12.28	㈱FMなかそらち	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害広報活動に対する協力についての協定	
5		震度情報ネットワークシステムに係る協定書	H9.4.1	北海道	市町村・道・消防庁が公衆回線でネットワークすることにより、震度情報を早期に把握し、防災対策の初期活動を迅速に実施するため道が設置する表示装置（震度計）に関する協定	
6		北海道総合行政情報ネットワーク連絡所の管理運営に関する協定	H25.4.1	北海道	北海道の設置する北海道総合行政ネットワーク連絡所の設置、運営及び費用の負担についての協定	
7		道路等の情報提供に関する覚書	H12.5.24	滝川郵便局、江部乙郵便局	郵便配達等で市内を巡回する際に収集した道路状況等に関する情報を提供する。	
8		災害時における滝川郵便局と滝川市の協力に関する協定	H26.3.20	日本郵便㈱ 滝川市内郵便局	被災市民の情報提供、貯金、生命保険、広報、車両提供	
9		災害時の航空機運航協力に関する協定書	H22.6.23	㈲滝川スカイスports 振興協会、滝川地区 広域消防事務組合	災害時等の上空からの情報提供等の協力	
10		食料等	災害時における食糧等の供給に関する協定書	H18.11.22	たきかわ農業協同組合	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
11			災害時における食糧等の供給に関する協定書	H18.12.5	マックスバリュ北海道	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。
12	災害時における食糧等の供給に関する協定書		H18.12.5	㈱ジョイ	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。	
13	災害時における食糧等の供給に関する協定書		H19..5.22	㈱ダイエー滝川店	早期に食糧等を確保し被災者等の生活の安定を図る。	
再掲		災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	H21.6.9	北海道コココーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 災害本部が設置された場合等の緊急時に災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 ※3の再掲	
14		災害救援物資の配分に係る協定	H26.11.1	日本赤十字社北海道支部滝川市地区	災害時の救援物資（毛布）の配分に関する協定	
15	業務支援	災害時における応急対策業務についての協定	H18.10.25	滝川建設協会	被害調査や早期復旧を図るため情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定	
16		災害時における燃料の供給等に関する協定	H26.3.31	空知地方石油業協同組合	施設及び車両への燃料の供給、施設にある燃料を使用する設備の点検、応急措置及び復旧などの協力協定	

No.	分野	協定件名	締結年月日	協定先	協定内容
17	業務支援	災害等の発生時における滝川市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.6.30	北海道エルピーガス災害対策協議会	被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供、応急措置及び復旧工事などの協定
18		災害時における対策業務についての協定	H24.11.30	滝川環境維持管理協同組合	被害調査や早期復旧を図るため情報の連絡網の構築、協力実施体制の構築、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務などの協力協定
19		災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	H26.8.6	札幌地区トラック協会 滝川支部	災害復旧資材及び救援物資等の輸送に関し、円滑に行う体制の確保
20		災害時協力協定	H26.12.3	(一財)北海道電気保安協会	災害等による大規模停電時等における避難所等の発電機接続、復旧時通電前の施設点検等
21	機器調達	災害時における機器の調達に関する協定	H19.3.29	㈱カナモト滝川営業所	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及びカナモトが所有する建設機械等
22		災害時における機器の調達に関する協定	H24.11.27	㈱共成レンテム	仮設トイレ、移動式暖房機、発電機及び共成レンテムが所有する建設機械等
23	避難所提供等	災害時における協力体制に関する協定	H22.9.16	國學院大學北海道短期大学部	市民及び在勤者等の安全確保や生活復興等災害対策を迅速に推進するための甲乙の協力体制を整備する協定
24		災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.3.30	北海道立総合研究機構花・野菜技術センター	避難所として利用できる施設を提供する協定
25		災害時における避難所等施設利用に関する協定	H24.11.1	北海道電力株式会社	滝川テクニカルセンターの一部を避難所等として利用する協定
26		災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H24.12.3	㈱滝川スポーツクラブ	温水プールの一部を避難所等として利用する協定
27	自治体間等	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.7.18	名護市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
28		大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	H24.11.9	栃木市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
29		大規模災害時における相互応援協定	H25.2.15	八幡平市	応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食料、飲料水及びその他の生活物資等の提供等
30		大規模災害時等の連携に関する協定	H25.9.27	陸上自衛隊第11旅団 第10普通科連隊	応急対策に係る連携等
31		北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	H22.5.28	北海道開発局	大規模自然災害発生直後の緊急対応等
32	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定及び実施細目	H20.6.12	北海道及び道内市町村	災害時の相互応援 北海道、北海道市長会、北海道町村会の三者による協定 (市町村は市長会、町村会へ締結委任)	
33	災害時の応援に関する協定	H26.3.28	財務省北海道財務局、北海道及び道内市町村	災害時の応援 財務省北海総財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会の四者による協定(市町村は市長会、町村会へ締結委任)	